



許可番号 08222067068号

産業廃棄物処分業許可証

住所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号
氏名 株式会社 カナザワ
(法人にあつては名称 代表取締役 金沢 幸一
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた
者であることを証する。 第14条の2第1項

鹿児島市長 下鶴隆央



許可の年月日 令和 7年12月25日
許可の有効年月日 令和12年12月24日

1. 事業の範囲

事業の区分

(1) 中間処理（圧縮）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、以上8種類
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 中間処理（減容）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る）、以上1種類
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 中間処理（飼料化）

産業廃棄物の種類

動植物性残さ、以上1種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 中間処理（堆肥化）

産業廃棄物の種類

動植物性残さ、以上1種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(5) 中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製
品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁
器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、以上8種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(裏面につづく)

(日本産業規格 A列4番)